

平成28年度 第3回みよし市図書館協議会次第

日時 平成29年2月24日(金)
午前10時00分から
会場 サンライブ・会議室3

1 あいさつ

2 議 題

(1) みよし市子ども読書活動推進計画(第三次)の策定について

3 その他

(1) 図書館事業実績報告について

■みよし市子ども読書活動推進計画(第三次)策定スケジュール

事業内容	平成28年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
策定準備									■			
図書館協議会							● 10/12				● 2/24	
アンケートの実施								■				
教育、保育現場の聞き取り										■		
素案の作成								■				
関係各課と調整、内容協議										■		
策定委員会の開催											● 2/1	●
教育委員会												● 3/17
原案修正											■	
計画書の作成												■

図書館 実績報告書 (7月～12月)

1. 利用実績

(中央図書館)

項目	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
入館者数 (人)	43,663	33,512	22,348	21,680	23,116	16,843	161,162
貸出者数 (人)	11,266	9,934	8,575	9,133	8,326	7,555	54,789
貸出冊数 (冊)	40,223	35,419	32,544	33,993	31,913	28,586	202,678
新規登録者 (人)	1,629	659	333	231	236	129	3,217

※前年度との比較 (7月から12月まで)

項目	今年度		前年度		比較
	計	1日平均	計	1日平均	
入館者数 (人)	161,162	1,096	42,405	285	3.8倍
貸出者数 (人)	54,789	373	20,143	135	2.7倍
貸出冊数 (冊)	202,678	1,379	106,814	717	1.9倍
新規登録者 (人)	3,217	22	314	2	10.2倍

2. 事業実績

(1) 開館記念事業

項目	開催日	参加者数	内容
開館記念式典	H28.7.2	153人	
開館記念式典(講演会)	H28.7.2	121人	松原武久(東海学園大学学長)
読書講演会	H28.7.30	126人	長谷川義史(絵本作家)
読書講演会	H28.11.13	132人	柳田邦男(ノンフィクション作家)

(2) 図書館講座

項目	開催日	参加者数	内容
夏のこわ～いお話講座Ⅰ～Ⅲ	H28.8.27 他2回	88人	ストーリーテリングと近代文学講座
はじめてのルリユール講座	H28.12.10	15人	手帖、文庫本のカバー作製
ティーンズコーナー開設記念講演会	H28.12.18	121人	アーサー・ビナード(詩人)
児童文学講演会	H28.2.19	70人	児童文学講演会

(3) 図書館蔵書状況他

蔵書冊数	図書(視聴覚資料含む)	213,450冊
	雑誌	8,357冊
	合計	221,807冊
読書ノート配布数	市内中学生以下に配布	2,241冊
雑誌スポンサー事業	提供 13事業所	32種



みよし市子ども読書活動推進計画

(第 三 次)

平成29年3月

愛知県みよし市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 計画の対象
- 3 計画の期間

第2章 読書活動の現状と課題

- 1 第二次推進計画の検証
- 2 みよし市の子どもの読書活動の現状と課題

第3章 子どもの読書活動推進のための方策

基本目標1 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進

- 1 家庭における子どもの読書活動の推進
- 2 地域における子どもの読書活動の推進
- 3 学校等における子どもの読書活動の推進
- 4 図書館における読書活動の推進
- 5 保育園・幼稚園等における読書活動の推進

基本目標2 子どもの読書環境の整備

- 1 市図書館、サンネットの資料の充実利用促進
- 2 児童サービス、ティーンズコーナーの充実
- 3 学校図書館への支援

基本目標3 関係機関との連携・協力体制の整備

- 1 市図書館と学校図書館との連携
- 2 健康支援・子育て支援機関との連携
- 3 図書館間等の連携
- 4 ボランティア支援団体との連携

基本目標4 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

- 1 普及啓発活動
- 2 読書講演会等の開催
- 3 読書活動の推進

第4章 第三次推進計画の進捗管理

資料

「子どもの読書アンケート調査」結果
子どもの読書活動推進に関する法律

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 国及び愛知県の動向と策定の趣旨

平成13年12月に「子どもの読書活動推進に関する法律」が施行され、全ての子どもが自主的に読書活動ができるよう、環境の整備を推進することが基本理念としてうたわれました。また、同法第9条第1項で都道府県が子ども読書活動推進計画を策定するよう努めなければならないと規定されました。

国は、平成14年8月に「子どもの読書活動推進に関する基本的な計画」(以下、「基本計画」という。)を策定しました。その後、子どもの読書活動を取り巻く状況の変化等を踏まえ、平成20年3月に第二次基本計画、平成25年5月には第三次基本計画を策定しました。

愛知県は、全ての子どもが自主的に読書活動ができるよう、平成16年3月に「愛知県子ども読書活動推進計画」を、平成21年9月には「愛知県子ども読書活動推進計画(第二次)」(以下、「第二次推進計画」という。)を策定して取組みを進めてきました。

本市においても、子どもたちが読書習慣を身につけ、自主的に読書活動に取り組むことができるような読書環境の整備を推進するために、平成19年3月に「三好町子ども読書活動推進計画」を、平成24年3月には、「みよし市子ども読書活動推進計画(第二次)」(以下、「第二次推進計画」という。)を策定して取組みを進めてきました。

そして、国の第三次基本計画、及び愛知県の「愛知県子ども読書活動推進計画(第三次)」に基づき、今までの取組みの進捗状況を検証し、「みよし市子ども読書活動推進計画(第三次)」(以下、「第三次推進計画」という。)を策定することで、子どもの読書活動をさらに推進していきます。

(2) 計画の性格

この第三次推進計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づく計画であり、本市における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や基本的な取組みを示します。

2 計画の対象

この計画の対象は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」にもあるように、18歳以下を対象とします。

3 計画の期間

平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とします。

第2章 読書活動の現状と課題

1 第二次推進計画の検証

(1) 基本目標1 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進

家庭、地域における子どもの読書活動の推進として、旧図書館から実施しているボランティア支援団体との協働によるおはなし会、小さい子のおはなし会に加え、平成28年7月にオープンした新図書館では、ストーリーテリングや職員による0歳の赤ちゃんとお母さんを対象とした、わらべうたと絵本の会、18歳以上の方を対象とした、子どもの本の勉強室の開催、また、窓口業務を請負っている図書館流通センター職員によるおはなし会などに取り組むことにより家庭、地域での読書活動の推進を図ることができました。

おはなし会講座、おはなし会ボランティアステップアップ講座を開催し、新しいボランティア支援団体を育成することができました。さらに、ボランティア支援団体による保育園での読み聞かせも開催しました。

学校における子どもの読書活動の推進として、読書感想文コンクールの実施により読書活動の推進を図りました。

(2) 基本目標2 子どもの読書環境の整備

平成28年7月にオープンした新図書館に向け、平成27年度より新図書館用図書を増冊を行いました。また、新図書館での蔵書能力は32万冊と旧図書館の4倍になります。新たにティーンズコーナー、おはなしのへやを設置し、乳幼児から中高生にかけて幅広く利用できる図書館を整備しました。

(3) 基本目標3 関係機関との連携・協力体制の整備

各学校との連携し、学校図書主任者会議を開催し、各学校の要望に応えるため、学校支援を行いました。また、図書の団体貸出を行い、児童・生徒がより多くの図書に触れるように整備に努めました。

他市町村とは、相互貸借により本市図書館にない図書の受入れを行いました。

また、図書館ボランティアと連携し読書活動の推進のための活動を支援しました。

(4) 基本目標4 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

平成26年度から読書講演会を開催し、読書意欲や本に対する意識の向上を図りました。また、市内小学4、5、6年生を対象とした一日司書を実施や中学2年生を対象とした職場体験の受入れを実施し、図書館の仕事や読書活動の普及に努めました。

2 みよし市の子どもの読書活動の現状と課題

(1) 子どもの読書への意欲

読書の好きな割合は、前回の調査と比べ、小学生では若干減少したものの、中学生ではわずかではあります、伸びています。

表1 読書が好きと回答した割合

	小学生	中学生
みよし市(23年度)	76.0%	70.6%
みよし市(28年度)	74.9%	71.0%

そうした中、1か月に1冊も本を読まなかった「不読者」の割合は小学生、中学生共に減少しています。特に中学生の減少の割合が高いのが特徴といえます。

表2 1か月間に1冊も本を読まなかった割合(不読率)

	小学生	中学生
みよし市(23年度)	12.2%	15.5%
みよし市(28年度)	11.2%	4.0%

(2) 学校図書館の利用状況

学校図書館の利用割合は、前回の調査と比べ、小学生では少し減少しましたが、中学生では大幅に増加しています。

表3 1か月間に学校図書館を利用した割合

	小学生	中学生
みよし市(23年度)	73.2%	21.1%
みよし市(28年度)	68.4%	38.4%

(3) 市中央図書館、サンネット図書コーナー利用状況

1か月間に市中央図書館、サンネットを利用した割合は、小学生、中学生共に増加しています。特に中学生の増加の割合が高くなっています。

表4 1か月間に市中央図書館、サンネット図書コーナーを利用した割合

	小学生	中学生
みよし市(23年度)	46.9%	22.1%
みよし市(28年度)	54.2%	41.2%

(4) 学校と市図書館との連携

毎年、学校図書主任者会議を開催し児童・生徒を対象とした、本の紹介や読み聞かせボランティアへの学習会等の要望に応えるための活動を行っています。また、団体貸出も各学校1か月100冊を限度に実施しています。しかし、セットでの貸出ができないため、今後団体貸出用図書の蔵書数の充実が求められています。

また、図書館資料の学校への配送サービスが今後の課題となっています。

第3章 子ども読書活動推進のための方策

基本目標1 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進

家庭、地域、学校、図書館等が、それぞれの役割を果たし、子どもが読書に親しむ機会の充実を図り、子どもの自主的な読書活動に向けた取組みを推進します。

(1)家庭における子どもの読書活動の推進

子どもが本にふれるきっかけや読書習慣は、日常生活の中ではぐくまれます。保護者が読書に対して理解をし、読書活動を習慣的かつ積極的に行いことが必要となります。

【推進のための取組み】

- ① 保護者向け読み聞かせ講座を開催して、保護者の家庭での読書習慣を促進します。
- ② 図書館では定期的に読み聞かせを実施し、親子のふれあいの場を提供していきます。
- ③ 乳幼児への読み聞かせの方法等を説明しながら保護者に絵本を手渡す「ブックスタート」を実施します。

(2)地域における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するためには、子どもが身近なところで読書ができる環境を整備する必要があります。市中央図書館や三好ヶ丘カリヨンハウス内にある、市民情報サービスセンター「サンネット」、子育てふれあい広場などは、幼稚園や保育園、学校などの外で、本に出会い、読書に親しむことのできる、子どもたちにとって身近な場所です。

【推進のための取組み】

- ① リーフレットや推薦本リストなどの子どもの読書に関する情報を提供します。
- ② 子育てふれあい広場でのお話会を実施します。
- ③ 児童館図書コーナーの充実を図ります。

(3)学校等における読書活動の推進

学校等の教育機関は、子どもの読書活動を推進し、読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っています。

学校教育法では、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」

が規定されています。

また、教育現場において、子どもが読書習慣を身につけるため、発達段階に応じた取組みを進める必要があります。

【推進のための取組み】

- ① 全小中学校で読書の時間を設けるなど、子どもが本に親しみ読書習慣を形成していくための読書活動を引き続き推進します。
- ② 読み聞かせボランティアの積極的な導入を図ります。
- ③ 学校司書の配置の充実に努め、ブックトークの実施、学校図書館の利用促進を図ります。
- ④ 団体貸出を活用して必要な図書の確保と効率的な利用方法の検討を進め、児童生徒の読書活動を推進します。

(4)図書館における活動の推進

子どもの読書活動を推進するためには、子どもが身近なところで本にふれることのできる環境を作る必要があります。

中央図書館やカリヨンハウス内サンネット図書コーナー、子育てふれあい広場などは、幼稚園や保育園、学校などの外で本に出会い、読書に親しむことのできる身近な場所です。

特に中央図書館は中心的施設として、子どもたちが豊富な蔵書の中から好きな本を選ぶことができるだけでなく、本についてのアドバイスや相談が受けられる施設として誰もが利用できサービスの提供を受けることができる環境をつくります。

【推進のための取組み】

- ① 子どもにとって読書活動の拠点となるよう図書館を整備します。
- ② 読み聞かせ、各種講座、各種テーマ展示会を実施します。
- ③ 子どもの読書活動を推進する図書館ボランティア支援団体を育成します。
- ④ 他市図書館や学校との連携を深めます。

(5)保育園・幼稚園等における活動の推進

乳幼児期は、子どもが読書の楽しさを知ることや、読書が習慣化するきっかけとなる大切な時期であり、乳幼児が絵本や物語に親しむ時期でもあります。

この時期の子どもへの読み聞かせは、子どもの情緒の安定や心豊かな成長を促すとともに、読み聞かせを重要な機会として捉え、発達段階に応じたさまざまな活動を通して、読み手である大人とのコミュニケーションを深め、本に親しむように努めます。

【推進のための取組み】

- ① 読み聞かせボランティアと連携して市内保育園での読み聞かせを実施します。
- ② 子供たちが絵本に親しみ借りやすいように配置場所の整備や図書の充実を図ります。

基本目標2 子どもの読書環境整備

子どもが自主的に本を読むようになるためには、発達段階に応じて本に親しむことができるような環境づくりを進める必要があります。

(1)市図書館、サンネットの資料の充実利用促進

子どもの読書習慣を形成するためには、まず、身近な場所で本にふれられる環境を整備する必要があります。市内には、平成28年7月に開館した、みよし市図書館学習交流プラザ「サンライズ」内に中央図書館があります。開館時の蔵書数約20万冊から3年後の平成30年度には25万冊を目標に整備していきます。新図書館では、自動貸出機4台、利用者検索機11台を設置し利用促進を図ります。

また、三好ヶ丘駅前のカリヨンハウス内にある市民情報サービスセンター「サンネット」には図書コーナーがあり、平成25年4月にメグリア内から移設してから、北部地区の拠点として多くの人に利用されています。今後は南部地区に新たな拠点を整備する必要があります。

(2)児童サービス、ティーンズコーナーの充実

新図書館では、旧図書館には無かったおはなしのへや、ティーンズコーナーがあります。おはなし会は以前の毎週土曜日、第1水曜日開催から、毎週日曜日と水曜日の開催、また第2土曜日、第4土曜日開催と充実を進めます。また、ティーンズコーナーでは、中学生・高校生の利用促進を図るため、新刊本をさらに充実させていきます。

(3)学校図書館への支援

各小中学校へは団体貸出により一月100冊を限度に図書の貸出を行っています。今後は児童、生徒がより多くの本を手にすることができるように整備していきます。学校図書館向けの図書の充実を図っていきます。さらに学校業務員による公達文書回収時に図書館の本を各学校に配送、又は図書館とサンネットを結ぶ配送便に各学校を追加で巡回する等整備していきます。

(4)学校図書館の整備・充実

学校等においては、教育活動全体を通じ、子どもの発達段階や興味、関心等に応じて、

子どもが本に親しむことができるよう、読書活動の推進に積極的に取り組みます。

《読書を楽しめる学校図書館の環境づくり》

子どもが自由な雰囲気を読書を楽しめる学校図書館として、学校図書館ボランティアと連携した読書環境づくりに努めます。

《計画的な図書整備》

子どもが求める学校図書館資料の整備を計画的に進めます。

《学校図書館の有効活用》

学校図書館ボランティア等の協力を得ながら、各学校の実情に応じて、学校図書館の有効活用を検討します。

基本目標3 関係機関との連携・協力体制の整備

関係機関との連携・協力を進めるにあたり、地域や学校等で活動する人材を育成するとともに、子どもが読書に親しむ機会を提供できる体制作りを勧めます。

(1)市図書館と学校図書館との連携

市図書館と学校図書主任者会議を毎年開催し、情報交換や各学校の実情にあった学校支援を行います。

(2)健康支援・子育て支援機関との連携

現在保健センターでの検診に併せておはなし会の開催、絵本の講座を開催する等連携して対応していきます。

平成29年4月に開所する子育て総合支援センターと、図書館ボランティア支援団体と連携しておはなし会を開催していきます。

(3)図書館間等の連携

本市中央図書館に所蔵のない本を他市町村の図書館と相互貸借により借り受け、子どもの読書活動の推進に役立てます。

(4)ボランティア支援団体との連携

図書館ボランティア団体を支援し、ボランティア団体の拡充を図ります。また、グループのレベルアップに努め、協働して子どもの読書活動の充実に取り組んでいきます。

基本目標4 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

「子ども読書の日」を中心とした読書活動の普及啓発を推進します。

(1)普及啓発活動

「子ども読書の日」、「文字・活字文化の日」、「子ども読書週間」及び「読書週間」に子どもの読書活動への関心を高めるため、ポスター、リーフレット等による普及啓発に努めます。

(2)読書講演会等の開催

親子で参加できる読書講演会の開催や各種講座や定期的に読み聞かせを開催することにより、読書意欲や本に対する意識の向上を図ります。

(3)読書活動の推進

夏休み期間に市内の小学4、5、6年生を対象とした『子ども一日司書、図書館バックステージツアー』を開催します。また、中学2年生を対象とした『職場体験』を積極的に受入れ、図書館の仕事に対する理解を深めていただき読書意欲の向上の推進を図ります。

第4章 第三次推進計画の進捗監理

学識経験者・社会教育委員会代表・小中学校PTA代表、学校関係者から組織する「みよし市図書館協議会」に今後も本計画の進捗状況を報告し、必要に応じて意見や提言を求めるなど、子どもの読書活動を総合的に推進していきます。

※図書館協議会：公共図書館の運営に関して、館長の諮問に応じて意見を述べるため、図書館法14条の規定に基づいて地方公共団体が設置することができる機関。

目標指標一覧表

体系番号	施策項目	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	担当課
1	家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進						
	(1) 家庭における子どもの読書活動の推進						
	サマースクールを使って親子や子どもたちを対象にした講座や教室を開催	充実				↑	生涯学習推進課
	家庭で行う読み聞かせを推進するため、保護者を対象に絵本などを紹介する講座を開催	実施				↑	生涯学習推進課
	読み聞かせをしながらか絵本を手渡す「ブックスタート」の実施	継続				↑	健康推進課
	(2) 地域における子どもの読書活動の推進						
	「おはなし会」や手づくり絵本の展示会の開催	充実				↑	生涯学習推進課
	レファレンスサービスや情報提供機能の充実・強化	充実				↑	生涯学習推進課
	点字図書、音声教材等の整備・充実	充実				↑	生涯学習推進課
	外国語の絵本の提供	充実				↑	生涯学習推進課

体系番号	施策項目	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	担当課
	児童館等の広報誌を活用した読書活動の普及・啓発	実施				↑	子育て支援課
	ふれあい広場でのおはなし会の実施	継続				↑	子育て支援課
	ボランティア団体による学校・児童館などで行う「本の読み聞かせ」などの読書活動を実施	充実				↑	生涯学習推進課
	ボランティアの養成と研修	充実				↑	生涯学習推進課
	(3)学校等における子どもの読書活動の推進						
	読書に親しむ態度を育成するための「朝の読書活動」の実施	継続				↑	学校教育課
	学級活動で学校図書館のきまりなどの指導を計画的に実施	継続				↑	学校教育課
	障害のある子どもの学習活動を支援するためのボランティア活動の推進	調査・研究・検討				↑	学校教育課

体系番号	施策項目	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	担当課
	図書館だよりなどを発行し、家庭への啓発	継続				↑	生涯学習推進課
	各学校への図書館資料の配本サービスの実施	実施				↑	学校教育課
	図書ボランティアを募り、読み聞かせや図書事務など、地域の人材を活用	継続				↑	学校教育課
(4) 図書館における活動の推進							
	児童書、絵本、青少年向け図書の整備	充実				↑	生涯学習推進課
	おはなし会、ちいさいお子さん向けおはなし会の実施	充実				↑	生涯学習推進課
	図書館ボランティア支援団体の育成	充実				↑	生涯学習推進課
(5) 保育園・幼稚園等における活動の推進							
	読み聞かせボランティアによるおはなし会の実施	充実				↑	生涯学習推進課

体系番号	施策項目	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	担当課
2	子どもの読書環境の整備						
	(1)市図書館、サンネットの資料の充実利用促進						
	市図書館とサンネット間の配本サービスの実施	充実				↑	生涯学習推進課
	(2)児童サービス、ティーンズコーナーの充実						
	児童、青少年向け企画展示の実施	充実				↑	生涯学習推進課
	じどうっただよりの発行	継続				↑	生涯学習推進課
	(3)学校図書館への支援						
	各学校への団体貸出の実施	充実				↑	生涯学習推進課
	(4)学校図書館の整備・充実						
	学校図書館に目標冊数を超える図書を配置	維持				↑	学校教育課

体系番号	施策項目	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	担当課
	学校図書館にコンピュータを整備	維持				↑	学校教育課
	学校図書館に地域住民による司書ボランティアの配置	学校支援ボランティアの募集				↑	学校教育課
3 関係機関との連携・協力体制の整備							
(1) 市図書館と学校図書館との連携							
	学校図書館主任者会議を開催して各学校からの要望を聞く	充実				↑	生涯学習推進課
(2) 健康支援・子育て支援機関との連携							
	保健センターでのおはなし会の実施	実施				↑	生涯学習推進課
(3) 図書館間等の連携							
	大学図書館などと、資料の相互貸借やリファレンスサービスを実施	継続				↑	生涯学習推進課

体系番号	施策項目	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	担当課
	(4) ボランティア支援団体との連携						
	ボランティアレベルアップ講座の開催	充実				↑	生涯学習推進課
4 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及							
	(1) 普及啓発活動						
	子どもの読書活動の重要性についての理解と関心の普及	充実				↑	生涯学習推進課
	幼稚園・保育園・学校と連携して各年代にそった推薦図書を紹介	充実				↑	生涯学習推進課
	(2) 読書講演会等の開催						
	年1回読書講演会を実施	充実				↑	生涯学習推進課
	各年代に応じた各種講座を開催し、読書意欲の向上を図る	充実				↑	
	(3) 読書活動の推進						

体系番号	施策項目	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	担当課
	小学生を対象とした「子ども一日司書、図書館バックステージツアー」の開催	継続				↑	生涯学習推進課
	中学2年生を対象とした「職場体験」の受入れを実施	継続				↑	生涯学習推進課

みよし市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づき、みよし市における子どもの読書活動について、総合的な推進を図るため、みよし市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) みよし市子ども読書活動推進計画(以下「計画」という。)の策定に関すること。
- (2) 子ども読書活動の連携及び協力に関すること。
- (3) その他子ども読書活動の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 図書館長
- (2) 生涯学習推進課長
- (3) 教育行政課副主幹
- (4) 学校教育課指導主事
- (5) 指導保育士
- (6) 子育て支援課副主幹
- (7) 健康推進課主任

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、図書館長をもって充てる。
- 3 副委員長は、生涯学習推進課長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者に会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の事務は、生涯学習推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年1月5日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

別紙1

みよし市子ども読書活動推進計画策定委員名簿

委 員			
No	職 名	氏 名	備 考
1	図書館長	深谷 幸広	委員長
2	生涯学習推進課長	山崎 正勝	副委員長
3	教育行政課副主幹	伊藤 益好	
4	学校教育課指導主事	吉川 直希	
5	指導保育士	光岡 順子	
6	子育て支援課副主幹	杉山 治弘	
7	健康推進課主任	植山 久美	

事務局

1	生涯学習推進課主幹	村山 孝文	
2	生涯学習推進課主査	細川 絢史	
3	生涯学習推進課主査	梶原 由美子	
4	生涯学習推進課一般非常勤	古岸 裕美子	

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年 12 月 12 日 法律第 154 号制定

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進

を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことのできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

第三次みよし市子ども読書活動推進計画

発行 平成29年3月

みよし市・みよし市教育委員会

〒470-0224 愛知県みよし市湯ノ前114番地

電話 (0561)34-3111 FAX (0561)34-3114

E-mail: gakushu@city.aichi-miyoshi.lg.jp

編集 教育委員会 教育部 生涯学習推進課